

地方独立行政法人大阪市立工業研究所自主企画研究会規程

制定 平成21年3月9日 規程第291号

最近改正 平成25年11月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）に設置する自主企画研究会（以下「研究会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究会は、研究所の業務に係る研究成果の利用促進、情報収集及び提供、産学官連携の支援等の事業を行うことを目的として設置する。

(自主企画研究会審査委員会)

第3条 理事長は、本規程で定める事項について審査するために、自主企画研究会審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員は、常勤役員及び部長以上の職員で構成する。
- 3 委員会に委員長1名と副委員長を置く。委員長は理事長とし、副委員長は理事とする。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。なお副委員長が複数あるときは、委員長はあらかじめ代理の順を定めることとする。
- 6 委員会は、次のいずれかの場合に委員長の招集により開催する。
 - (1) 研究会の設立又は廃止の申請があった場合
 - (2) 研究会の事業計画等又事業報告等の提出があった場合その他研究会に関する報告等があった場合
 - (3) その他委員長が必要と認める場合
- 7 委員会は委員数の半数以上の出席により成立する。
- 8 審査の議決は多数決によるものとし、賛否同数の場合は委員長の決により決する。
- 9 委員長は、委員会の審査に代えて、委員長、副委員長及び委員の持ち回りによる審査とすることができる。
- 10 委員会の事務は企画部で行う。

(設置申請及び承認)

第4条 研究会を設置しようとする職員（以下「設置申請者」という。）は、自主企画研究会設置申請書（様式第1）に会則案、研究会参加予定者名簿、研究会役員案、組織図案、事業計画案、予算案その他関係書類を添付して、理事長に対して設置申請しなければならない。

- 2 設置申請者は、研究室長以上の職員とする。ただし、理事長が特に認めた場合は、その限りではない。
- 3 理事長は、第1項の設置申請を受けた場合は、委員会にこれを図り、その審査結果を受けて設置承認又は設置承認しないことを決定し、その結果を自主企画研究会設置申請に係る通知書（様式第2）により、設置申請者に通知するものとする。

(設置承認基準)

第5条 前項の承認については、次の全ての基準を満たすものとする。

- (1) 設置目的が第2条に合致すること。
- (2) 研究会参加予定者に暴力団関係者などが含まれていないこと
- (3) 事業内容が研究所の業務方法書、中期計画に合致し、なおかつ関連法令等から逸脱又は違反するものでないこと。

- (4) 設置申請者を含む職員が研究会の運営等を担うこととされていること。また、事業を遂行するための適当な体制を有していること。
- (5) 提出書類に不備不足の無いこと
- (6) その他研究会の運営等に支障を生じる恐れのないこと

2 理事長は、研究会が前項各号の基準に適合しなくなると認める場合は、委員会に諮り承認を取り消すことができる。

(運営責任者及び運営担当者)

第6条 理事長は、第4条に定めるところにより設置承認を行った場合は、研究会の設置及び運営に従事させるため、職員の中から運営責任者1名及び運営担当者を任命する。

- 2 運営責任者は、研究会の設置及び運営を行う。
- 3 運営担当者は、運営責任者を補佐する。
- 4 運営責任者及び運営担当者の研究会業務への従事については、研究所業務への従事とみなす。

(設置)

第7条 研究会は、第4条の設置承認の通知を受けて運営責任者が招集した設立のための研究会において、設立承認の議決がなされたことをもって設置されたものとする。

- 3 運営責任者は、研究会が設置された場合は、速やかにその旨を理事長に報告するものとする。

(会則)

第8条 研究会は、会則を設けることとし、会則には、次の各号に掲げる事項を定めることとする。

- (1) 名称
- (2) 設置目的及び事業内容
- (3) 会員に関する事
- (4) 役員に関する事
- (5) 会の運営に関する事
- (6) 会計に関する事
- (7) 会費等に関する事
- (8) その他必要と認められる事項

- 2 運営責任者は、会則の変更があった場合には、速やかに変更の理由を添えて変更後の会則を理事長に提出しなければならない。

(会費)

第9条 研究会が会員から徴収した会費等及び事業収入等については、業務の対価として徴する場合を除き、研究所の収入に充ててはならない。

(経費措置)

第10条 研究会の運営及び事業に関して、理事長が認める場合には、予算の範囲内で経費の支出を行うことができる。ただし、当該支出額は研究会の収入に充当してはならない。

- 2 前項に定めた経費の執行事務は運営責任者が行うものとし、当該事務を行うに際しては、研究所の諸規程を遵守しなければならない。

(報告)

第11条 運営責任者は、研究会の事業計画・予算、事業報告・決算（監事の承認のあるもの）について研究会において承認された場合には、速やかに関係書類を理事長に提出しなければならない。

- 2 運営責任者は、前項のほか、会則等の改廃、会費に関する取扱いの変更その他重要な事項に関して変更が生じた場合には、その都度研究所理事長に報告するものとする。

(廃止)

第12条 次のいずれかに該当する場合には研究会を廃止する。

- (1) 研究会が所期の目的を達成したと判断された場合
- (2) 会員の総意が廃止にある場合
- (3) 研究会の事業活動等が第2条の目的にそぐわないと判断された場合
- (4) その他研究会を継続することが適当でないと判断された場合

2 運営責任者は、研究会を廃止しようとする場合には自主企画研究会廃止申請書(様式第3)に会計処理案等関係書類を添付して理事長に提出する。

3 理事長は、前項の廃止申請を受けて、委員会にこれを諮り、その審査を受けて廃止又は廃止承認しないことを決定し、その結果を自主企画研究会廃止承認通知書(様式第4)により運営責任者に通知する。

4 運営責任者は前項の廃止承認の通知を受けて、研究会を廃止する。

附 則

この規程は、平成21年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

平成 年 月 日

自主企画研究会設置申請書

地方独立行政法人大阪市立工業研究所理事長 様

所 属 _____ 研究部

氏 名 _____ 印

地方独立行政法人大阪市立工業研究所自主企画研究会規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり自主企画研究会の設置について申請します。

記

1 設立しようとする自主企画研究会の名称

2 運営責任者、運営担当者として予定される者の氏名・役職

運営責任者氏名： (役職)

運営担当者氏名： (役職)

3 会費等の有無 (無 ・ 有)

<会費等有の場合> 名 目：

金 額： 円/月・年

4 添付資料

会則案、研究会参加予定者名簿、研究会役員案、組織図案、事業計画案、予算案
その他関係書類 ()

平成 年 月 日

自主企画研究会設置申請に係る通知書

_____様

地方独立行政法人大阪市立工業研究所理事長
(公印省略)

平成 年 月 日付で申請のありました自主企画研究会の設置申請について、地方独立行政法人大阪市立工業研究所自主企画研究会規程第 4 条第 3 項に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 設置申請のあった自主企画研究会の名称
- 2 設置申請に対する通知（承認する ・ 承認しない）
- 3 承認しない場合はその理由

平成 年 月 日

自主企画研究会廃止申請書

地方独立行政法人大阪市立工業研究所理事長様

所 属 _____ 研究部

氏 名 _____ 印

地方独立行政法人大阪市立工業研究所自主企画研究会規程第12条第2項の規定に基づき、自主企画研究会の廃止について、下記のとおり申請します。

1 自主企画研究会の名称

2 設置年月日

年 月 日

3 廃止予定年月日

年 月 日

4 廃止すべき理由

5 その他（活動報告書など）

平成 年 月 日

自主企画研究会廃止承認通知書

様

地方独立行政法人大阪市立工業研究所理事長
(公印省略)

下記の自主企画研究会について、地方独立行政法人大阪市立工業研究所自主企画研究会規程第12条第3項に基づき、廃止を承認しますので、速やかに廃止を行ってください。

記

1 廃止承認した自主企画研究会の名称

2 廃止に関連する指示等

(1) 適正な経理処理を行うこと

上記自主企画研究会に係る債権債務及び会費等残額がある場合には、適切にこれを処理すること

(2) その他